

第1章

計画の位置づけ

1 介護保険事業計画策定の趣旨

① 計画策定の方針

介護を必要とする状態になっても安心して生活が送れるよう、介護を社会全体で支えることを目的として平成12年度にスタートした介護保険制度は、創設から20年の経過とともに住民生活を支える重要な制度として広く浸透してきました。

この間、日本の総人口は減少に転じるとともに、いわゆる団塊の世代が高齢期を迎えるなど高齢者人口は年々増加し、国の令和2年度版高齢社会白書では昭和25年には総人口の5%に満たなかった高齢化率は、団塊の世代が75歳に達する令和7(2025)年には30.0%に達し、更にはいわゆる団塊ジュニアが65歳に達する令和22(2040)年には35.3%に達するなど、今後も更なる高齢化の進展が予想されています。

東三河地域においても南部圏域を中心に同様の傾向が予測される中、加齢とともに心身が衰えるフレイル(虚弱状態)対策、シニア世代の社会参加の促進、認知症の方への支援、家族介護者の負担軽減など、

高齢者やその家族を取り巻く様々な課題に対する取組みが求められています。

更には、高齢化の進展により介護サービスの需要も増えていくことが見込まれる中で、生産年齢人口の減少とともに不足していく介護人材の確保や定着、北部圏域における介護サービスの事業継続などの対策は喫緊の課題となっています。

こうした状況を踏まえ東三河広域連合では、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、構成市町村と一丸となって地域包括ケアシステムの推進を目指します。

本計画は、東三河地域の現状分析や将来予測をはじめ、各種ニーズ調査結果などに基つき、東三河地域が目指す目標像を定めるとともに、目標像の実現に向けては、地域の力を結集して施策の展開を図るなど、令和3年度から3年間にわたる介護保険事業の方針を定めるものです。

東三河広域連合による介護保険事業の運営

第7期介護保険事業計画期間の開始年度である平成30年4月から、東三河を構成する8市町村の介護保険事業を統合し、東三河広域連合が保険者として主体的に制度の運営を担っています。

構成市町村は、介護保険に係る相談や地域支援事業の実施など、住民の身近な窓口として引き続き介護保険事業にかかわっています。

② 法令等の根拠

本計画は、介護保険法第117条に基づき保険者である東三河広域連合が策定します。また、本計画は、老人福祉法第20条の8に基づき構成市町村が策定する「老人福祉計画（高齢者福祉計画）」との整合性を保つものとしします。

介護保険法（第117条関係一部抜粋）

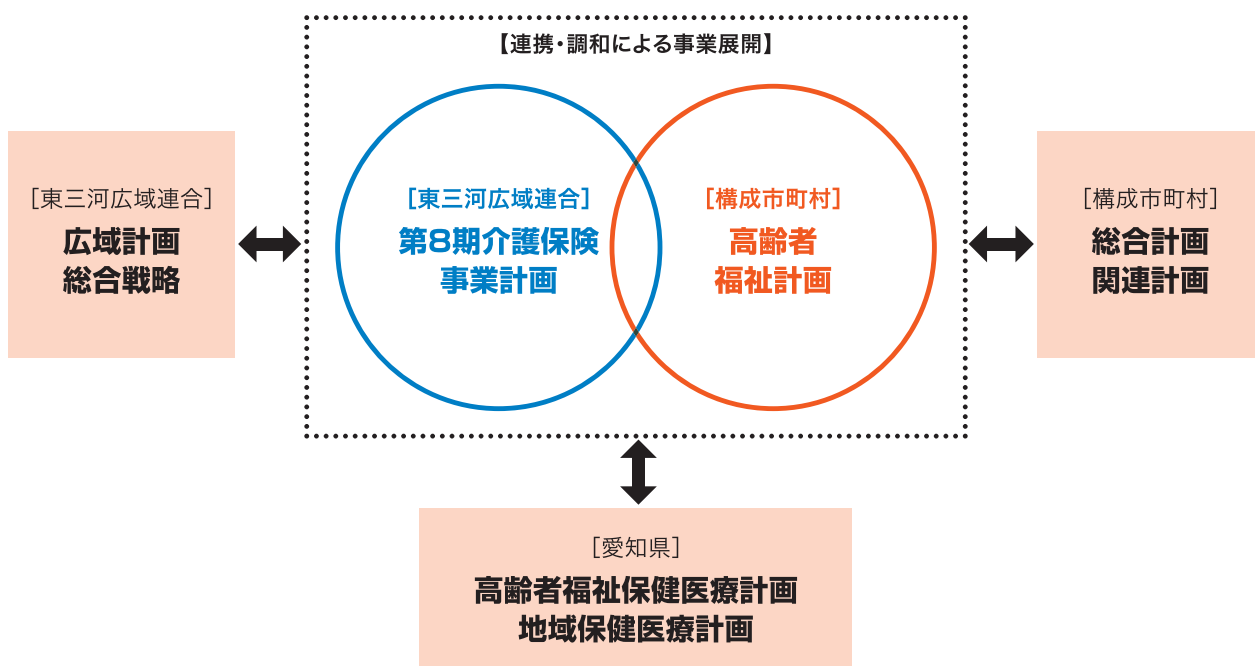
- 1 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（介護保険事業計画）を定める。
- 2 介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ・施設の必要利用定員、介護給付等対象サービス量の見込みや見込量の確保のための方策
 - ・地域支援事業に要する費用の額、地域支援事業の量の見込みや見込量の確保のための方策
- 3 介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

老人福祉法（第20条の8関係一部抜粋）

- 1 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（老人福祉事業）の供給体制の確保に関する計画（老人福祉計画）を定める。
- 2 老人福祉計画は、当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標を定める。
- 3 老人福祉計画は、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

③ 他計画との関係

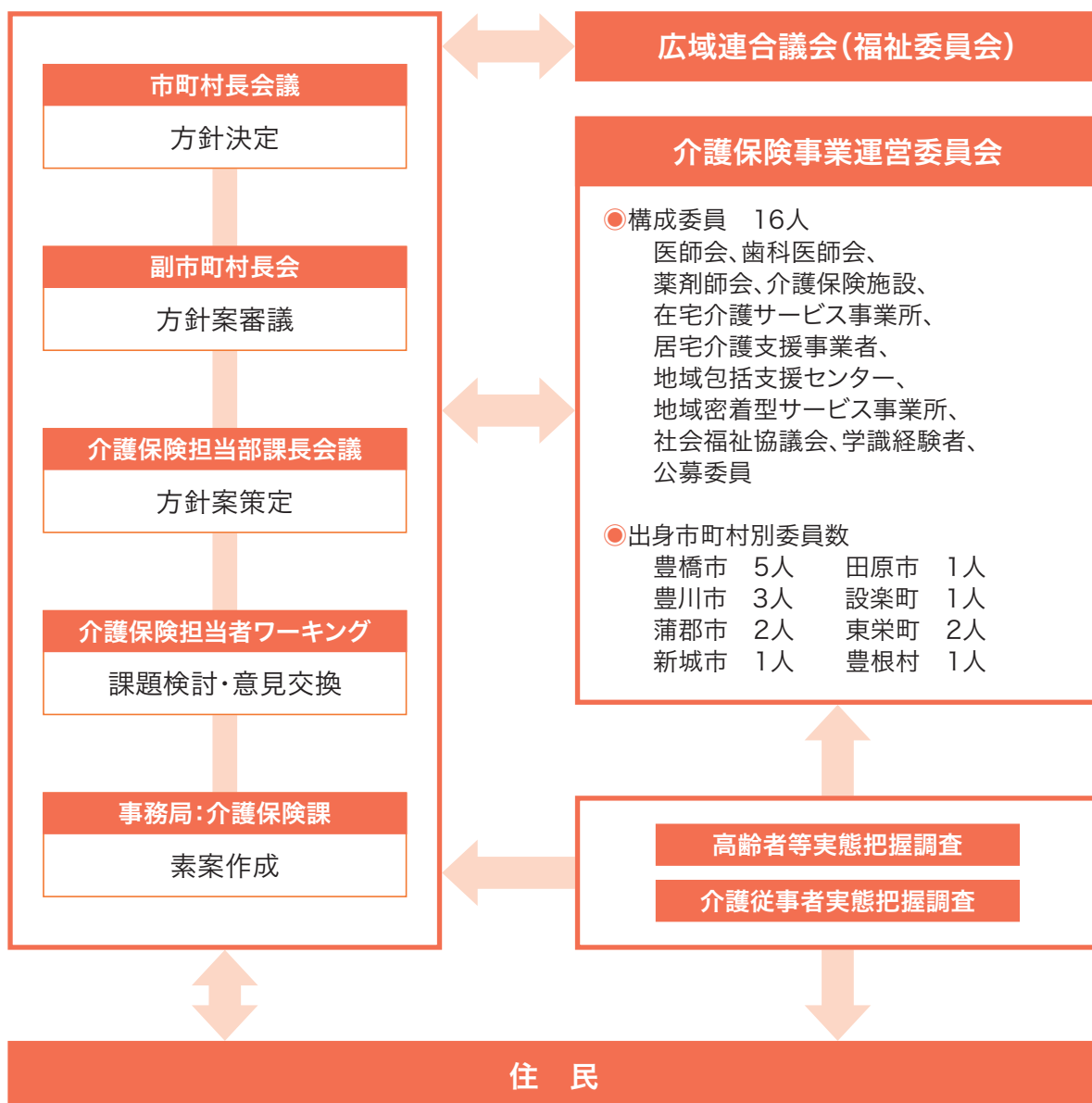
本計画は、構成市町村が策定する高齢者福祉計画と連携・調和を図りながら事業を展開していきます。また、東三河広域連合の広域計画や総合戦略をはじめ、構成市町村の総合計画や県の高齢者福祉保健医療計画等とも整合性を図ります。



2 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、高齢者や介護事業者を対象とした実態把握調査を行い、高齢者の介護に対するニーズや心身の状況、介護人材の雇用状況等を把握しました。

これらの調査結果を踏まえ、医療・介護・福祉の専門家等から構成される「介護保険事業運営委員会」からの提言をいただくとともに、構成市町村の介護保険担当課職員で組織するワーキング、担当部課長会議、副市町村長会、市町村長会議において議論を重ねてきました。



3 計画の検討経過

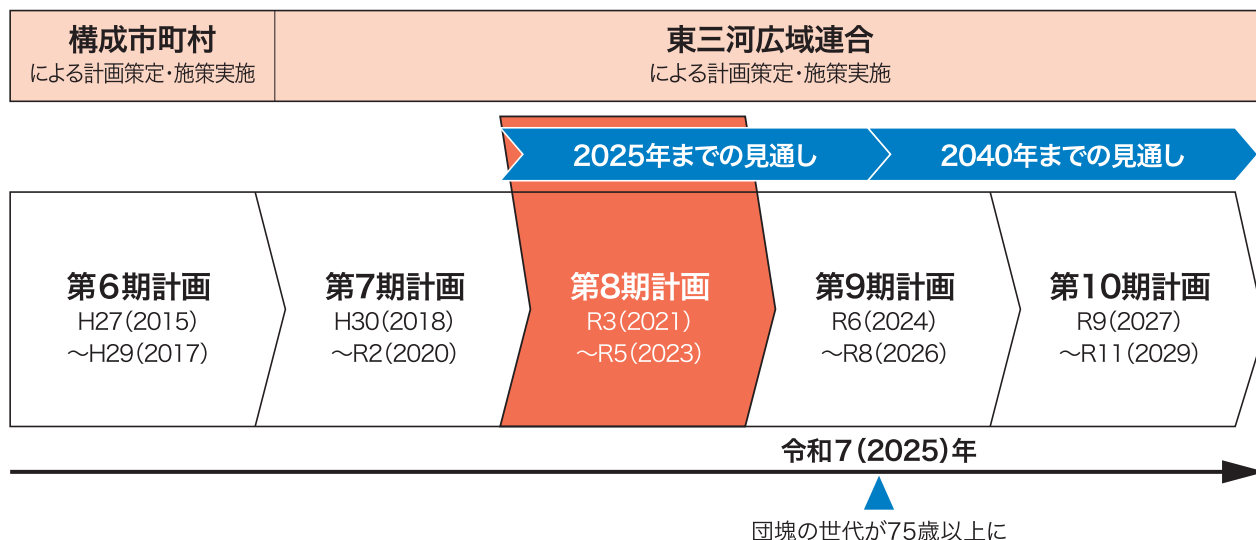
年 度	月	検討事項等
令和元年度	4月	市町村長会議・副市町村長会 (検討スケジュール等)
	6月	介護保険施設等待機者調査 (介護事業者:150事業者) 介護保険施設等における待機者等について調査
		第1回 介護保険事業運営委員会 (高齢者等実態把握調査項目等)
	8月	高齢者等実態把握調査 (一般高齢者:15,000人、要介護等高齢者:12,000人) 高齢者のニーズ・心身の状況・介護サービスの利用状況等について調査
		介護従事者実態把握調査・介護サービス開設意向調査 (介護事業者:963事業者、介護事業運営法人:339法人) 介護従事者の雇用状況や介護サービスの開設意向等について調査
	9月	第2回 介護保険事業運営委員会 (介護保険施設等待機者調査結果、人口等将来推計等)
	12月	第3回 介護保険事業運営委員会 (人口等将来推計、高齢者等実態把握調査結果等)
		副市町村長会 (介護保険事業計画の第1回中間報告)
	1月	市町村長会議 (介護保険事業計画の第1回中間報告)
		広域連合議会(福祉委員会) (介護保険事業計画の第1回中間報告)
	2月	構成市町村ヒアリング (給付費や認定率等の地域分析について担当職員と意見交換)
		北部圏域における介護事業所に対するニーズ調査 (事業所数:24事業所(介護支援専門員:74名)) 不足する介護サービス、介護支援専門員の状況について調査
	3月	第4回 介護保険事業運営委員会 ※書面開催 (介護保険事業計画の策定に係る進捗状況等)

年 度	月	検討事項等
令和2年度	4月	市町村長会議・副市町村長会 (検討スケジュール・介護サービス提供体制分析)
	6月	副市町村長会 (基本理念、基本目標、基本施策、介護保険料の方針)
		北部圏域における独自施策の検討会 (新規施策、費用負担の検討)
	7月	市町村長会議 (基本理念、基本目標、基本施策、介護保険料の方針)
		北部圏域における独自施策の検討会 ※Web開催 (新規施策、費用負担の検討)
	8月	北部圏域における独自施策の検討会 ※Web開催 (新規施策、費用負担の検討)
	9月	介護保険事業運営委員会 ※書面開催 (介護保険事業計画の策定に係る進捗状況等)
	10月	市町村長会議・副市町村長会 (介護保険事業計画の第2回中間報告)
		広域連合議会(福祉委員会) (介護保険事業計画の第2回中間報告)
	11月	市町村長会議・副市町村長会 (介護保険料段階・介護保険料)
		動画による住民説明・パブリックコメント (事業計画案に対する意見募集)
	12月	副市町村長会 (介護保険事業計画の最終案報告)
	1月	市町村長会議 (介護保険事業計画の最終案報告)
		広域連合議会(福祉委員会) (介護保険事業計画の最終案報告)

4 計画期間

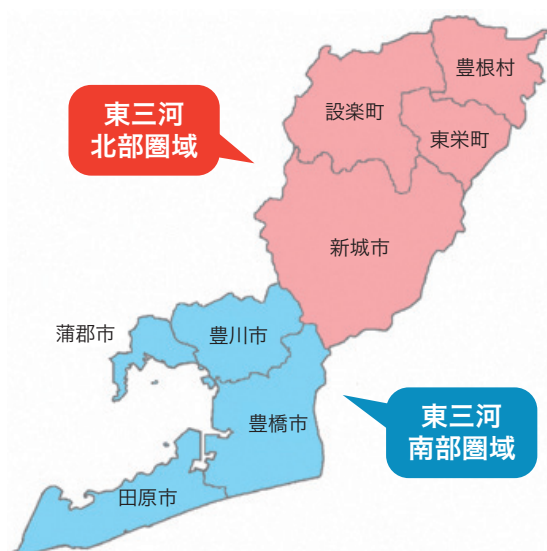
本計画は、令和3年度を初年度として、令和5年度までの3年間を計画期間とします。

なお、本計画は、第7期事業計画で掲げた地域包括ケアシステムの推進に向けた取組みを継承するとともに、「団塊の世代」の方が全て75歳以上の後期高齢者となる令和7(2025)年、更に「団塊ジュニア」の方が全て65歳以上の前期高齢者となる令和22(2040)年の双方を見据えた中長期的な視野に立った将来推計を行います。



5 構想区域(2次医療圏)・老人福祉圏域との関係

本計画では、医療と介護の円滑な連携等が図られるよう、県の地域医療構想で設定されている「構想区域(2次医療圏)」や高齢者福祉保健医療計画で設定されている「老人福祉圏域」との整合性を保つ観点から、必要に応じて東三河地域を北部圏域(新城市、設楽町、東栄町、豊根村)と南部圏域(豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市)に分け、圏域の比較を行いながら、地域の実情に応じた施策の展開や必要とされるサービス基盤の計画的な整備、確保に努めていきます。



本編では、「北部圏域」と「中山間地域」を次のように使い分けています。

「北部圏域」：新城市・設楽町・東栄町・豊根村

「中山間地域」：新城市(鳳来地区・作手地区)・設楽町・東栄町・豊根村

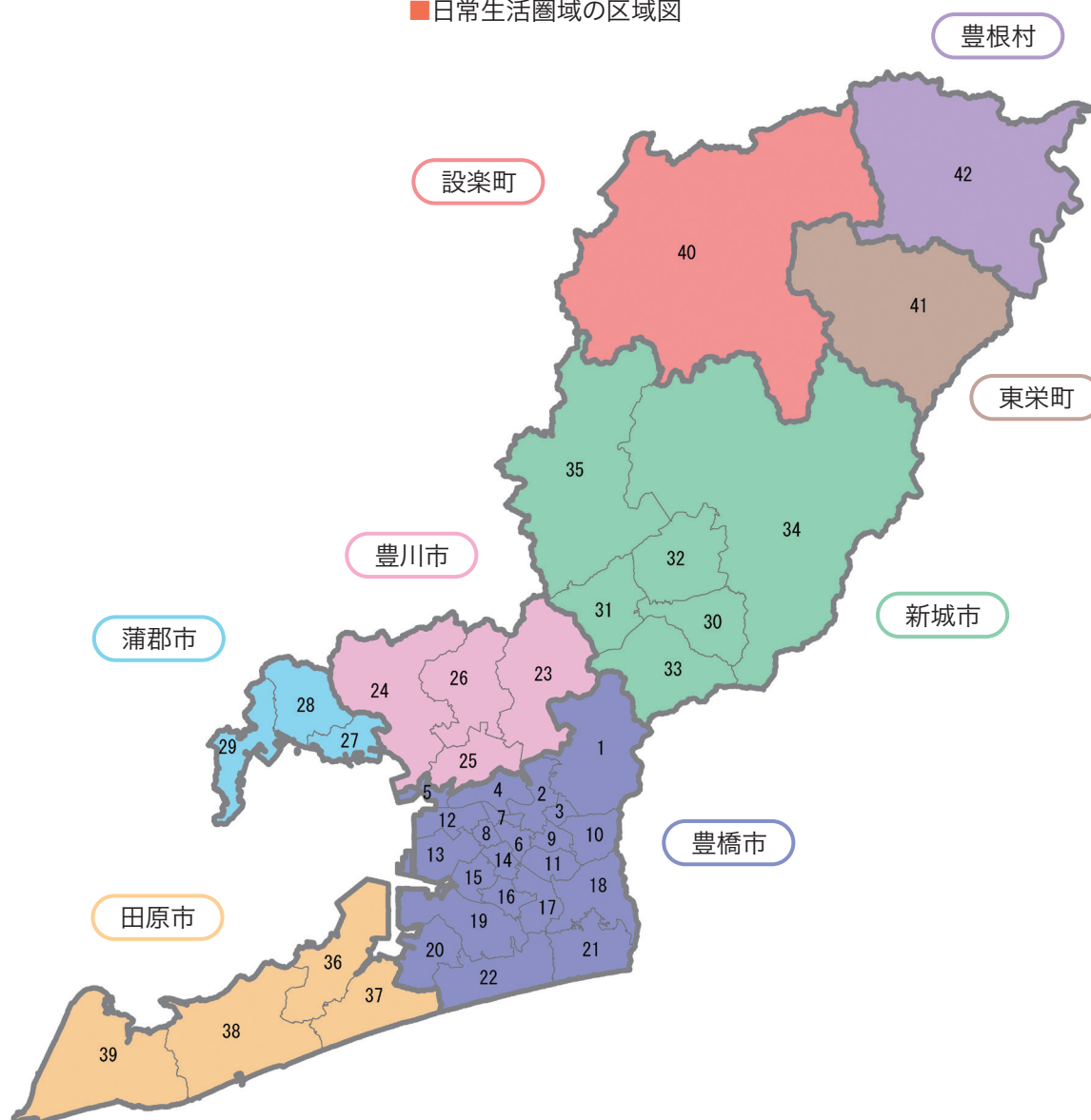
6 日常生活圏域の設定

日常生活圏域は、高齢者が日常生活を営む地域として、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、施設の整備状況などを総合的に勘案して設定されるものです。第7期計画では、日常生活圏域を概ね中学校区を区域として設定し、高齢者ができるだけ住み慣れた地域において、自立した日常生活を送ることができるよう、介護予防・生活支援サービスや介護保険

サービスを提供するとともに、医療・介護の連携が図れるように取り組んできました。

第8期計画においても、第7期計画で設定した日常生活圏域を引き続き維持するとともに、各圏域に配置された地域包括支援センターが中心となり、高齢者が安心して地域での生活を継続するための支援を推進していきます。

■日常生活圏域の区域図



■日常生活圏域一覧

市町村名	No	圏域名	地域包括支援センター名
豊橋市	1	石巻	さわらび地域包括支援センター
	2	青陵	さわらび地域包括支援センター 豊橋市中央地域包括支援センター
	3	東陵	赤岩荘地域包括支援センター
	4	北部	地域包括支援センター喜寿苑
	5	前芝	地域包括支援センター喜寿苑
	6	中部	地域包括支援センターコープ豊橋中央 豊橋市東部地域包括支援センター
	7	豊城	地域包括支援センターふくろう
	8	羽田	アースサポート豊橋駅西 地域包括支援センター
	9	豊岡	地域包括支援センターケアコープ豊橋
	10	東陽	地域包括支援センターケアコープ豊橋 赤岩荘地域包括支援センター
	11	東部	豊橋市東部地域包括支援センター
	12	吉田方	地域包括支援センターベルヴューハイツ
	13	牟呂	地域包括支援センター真寿苑
	14	南部	地域包括支援センター作楽荘 弥生王寿園地域包括支援センター
	15	南陽	豊橋市南部地域包括支援センター 地域包括支援センター作楽荘
	16	本郷	弥生王寿園地域包括支援センター 福祉村地域包括支援センター
	17	高師台	福祉村地域包括支援センター 幸王寿園地域包括支援センター
	18	二川	地域包括支援センター尽誠苑
	19	南稜	豊橋市南部地域包括支援センター 福祉村地域包括支援センター
	20	章南	彩幸地域包括支援センター
	21	五並	彩幸地域包括支援センター
	22	高豊	彩幸地域包括支援センター

市町村名	No	圏域名	地域包括支援センター名
豊川市	23	東部	東部地域包括支援センター
	24	西部	西部地域包括支援センター
	25	南部	南部地域包括支援センター
	26	北部	北部地域包括支援センター
蒲郡市	27	東部	東部地域包括支援センター
	28	中央	中央地域包括支援センター みらいあ地域包括支援センター
	29	西部	西部地域包括支援センター 塩津地域包括支援センター
新城市	30	新城	新城市地域包括支援センター しんしろ福祉会館高齢者ふれあい 相談センター(ブランチ)
	31	千郷	新城市地域包括支援センター 西部福祉会館高齢者ふれあい相談センター (ブランチ)
	32	東郷	新城市地域包括支援センター 高齢者ふれあい相談センター麗楽荘 (ブランチ)
	33	八名	新城市地域包括支援センター 高齢者ふれあい相談センター寿楽荘 (ブランチ)
	34	鳳来	新城市地域包括支援センター 鳳来高齢者ふれあい相談センター (ブランチ)
	35	作手	新城市地域包括支援センター 作手高齢者ふれあい相談センター (ブランチ)
	36	田原	あつみの郷高齢者支援センター 田原福寿園高齢者支援センター
田原市	37	東部	田原福寿園高齢者支援センター
	38	野田・ 赤羽根・ 泉	田原市社協高齢者支援センター
	39	福江・ 伊良湖	田原福寿園高齢者支援センター 田原市社協高齢者支援センター
設楽町	40	設楽町	設楽町高齢者相談センター
東栄町	41	東栄町	東栄町地域包括支援センター
豊根村	42	豊根村	豊根村地域包括支援センター